

8 リスク低減措置の検討及び実施

Reduction

- リスク低減措置は、法令に定められた事項がある場合にはそれを必ず実施することを前提とした上で、次の優先順位で可能な限り高い優先順位のものを実施します。

法令に定められた事項の実施（該当事項がある場合）

1 設計や計画の段階における措置

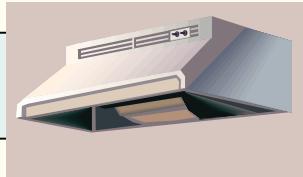
危険な作業の廃止・変更、危険性や有害性の低い材料への代替、より安全な施工方法への変更等



高

2 工学的対策

ガード、インターロック、安全装置、局所排気装置等



リスク低減措置の優先順位

3 管理的対策

マニュアルの整備、立ち入り禁止措置、ばく露管理、教育訓練等



低

4 個人用保護具の使用

上記1～3の措置を講じた場合においても、除去・低減しきれなかったりリスクに対して実施するものに限られます



リスク低減に要する負担がリスク低減による労働災害防止効果よりも大幅に大きく、リスク低減措置の実施を求めることが著しく合理性を欠く場合を除き、可能な限り高い優先順位の低減措置を実施すること

死亡、後遺障害又は重篤な疾病をもたらすおそれのあるリスクに対する適切なリスク低減に時間をする場合は、暫定的な措置を直ちに実施すること